

アジア太平洋地域経済の関税政策の評価

長谷川 聰 哲

譲許関税率は GATT 条項により定める加盟国に義務付けられた自由貿易を促進する上で国際交渉の基本的な指標である。アジア太平洋経済を個別に関税率を比較すると、譲許率が経済の発展水準により格差が生じている。また、譲許関税率の水準でも、全品目についての譲許関税率に格差があるだけでなく、農産品の譲許関税率は高所得経済でも高い水準にある。

譲許関税率の指標だけでは、各経済の貿易に対する規制措置へのスタンスを評価するには不十分である。譲許関税率から実行関税率を差し引いて求められるタリフ・ウォーターの水準を比較すると、裁量的な貿易規制の余地を強く残しているのは、総じて所得水準の低い国である。TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）と RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の大きな地域統合の枠組み構築に取り組む交渉国を比較すると、タリフ・ウォーターの水準が低い TPP 参加交渉国と、タリフ・ウォーターの水準が比較的高い国からなる RCEP 参加交渉国の違いを指摘することができる。

はじめに

輸入国により、むやみに一方的に関税率の引き上げを認めさせなくするために、あらかじめ WTO（当時は GATT）加盟国に譲許関税 bound tariff の水準を義務付けてきた。これにあたって、GATT の1947年の協定時点から明記されてきた「関税化」tariffication とは、関税により非関税障壁をその輸入対象範囲を明確化し、囲い込む拡張プロセスといえる¹⁾。GATT 関税貿易一般協定（1947年）の XXVIII 条による関税化を促進するために、WCO 世界関税機構により個々の商品が区別されるコード番号が規定されてきた。非譲許品目が譲許対象となると、加盟国の輸入対象品の関税コードがタリフライン tariff line として関税表に掲げられ、個々の品目のタリフラインには、譲許関税が告知されることが義務付けられることになる。通告された譲許関税率は、透明性 transparency が確保され、輸入業者

1) ここでの「関税化」の説明については、Laura J. Loppacher and William A. Kerr (2007) を参照した。

にとってのビジネスの予測可能性を高めることになるのである。これに加えて、関税引き下げの通商交渉に際して、対象を明確にする指標としての役割を担ってきた。

WTO（世界貿易機関）によるさらなるグローバルな貿易自由化の促進としての多角的通商交渉のドーハ・ラウンドは、グローバルな WTO としての合意に至ることができず、多くの国は地域貿易協定（RTA：Regional Trade Agreement）へのコミットにより、貿易障壁の軽減を追求する傾向を強めている。貿易障壁は、貿易に携わる人々にとっての追加的な貿易費用となり、結果的に消費者が支払わなければならない負担となる。

本稿では、非譲許率とタリフ・ウォーターに着目して、通商交渉におけるその指標の重要性を指摘し、アジア太平洋地域の関税政策の現状を比較する。

1. 通商交渉で着目される非譲許率とタリフ・ウォーター

アジア太平洋地域における市場の枠組みの再構築を目指す取り組みとして、現在、その交渉が注目されているのが TPP（環太平洋戦略的経済連携協定：Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement）と RCEP（東アジア地域包括的経済連携：Regional Comprehensive Economic Partnership）である。TPP は、2010年3月に4カ国の P 4 協定（シンガポール、ニュージーランド、チリ及びブルネイ）からはじまり、その後、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、及び日本が交渉に参加することになった。TPP は、シンガポール、ニュージーランド、ブルネイ、豪州、ベトナム、マレーシア、日本、米国、カナダ、チリ、メキシコ、及びペルーの12カ国で、その協定の内容について協議が進められている。一方で、RCEP の交渉も、2013年5月には参加国のブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、日本、豪州、ニュージーランド、カンボジア、インドネシア、ラオス、中国、韓国、ミャンマー、フィリピン、インド、及びタイの16カ国ではじまった。

本稿では、上記の TPP 及び、RCEP の参加交渉を進めるアジア太平洋地域の経済が、このような貿易費用として第一義的に重要な関税率について、どのような水準で賦課しているかを、アジア太平洋地域で、TPP、及び RCEP のいずれかに、あるいは両方に交渉参加している経済について比較することを目的としている。

以下では、譲許関税率とは、WTO 加盟国に約束 commit する各品目の関税率の上限値を意味するものである。譲許率とは、総輸入に占める譲許品目の割合を意味するものである。

分析にあたって、これらの経済のうち、ラオスは未だ WTO 加盟に至らず、WTO の関税データベースからは入手できないことから、分析対象として除外しなければならなかった。他方、ミャンマーは WTO への加盟をしてはいるものの、実行関税率の情報を公表する段

階に達していない。これと反対に、APEC 加盟国であるが、TPP と RCEP への参加交渉に現段階では関与していないロシアは、譲許関税率を公表していないが、実行関税率を公表していて、関税政策による貿易自由化への国際交渉に対する姿勢に消極的であることを窺わせる。さらに、ミャンマーは、譲許率 binding coverage は17.6%と、きわめて低く、裁量的な関税政策を行うことのできる非譲許 uncovered の多くの領域が残されている。同時に、高い譲許関税率の水準自体がタリフ・ウォーター tariff water で、WTO 協定の範囲で関税を賦課できる裁量権を残している。ちなみに、ミャンマーの全産業に対する平均譲許関税率は83.4%であり、農産品は103.4%、そして非農産品に対しては23.0%である。

シンガポールと香港は、譲許関税率を高く設定しているが、実行関税率はゼロに設定する。ただし、シンガポールの農産品の平均実行関税率は0.2%に設定している。これは、輸入の0.8%を占める飲料・たばこの商品グループで平均2.4%、最大で104%の関税を設定していることによるものである。また、シンガポールと香港では、譲許率 binding coverage は、それぞれ全産業で69.7%、45.6%と低く、非農産品では65.1%、37.3%であり、非譲許分野の輸入市場は広いままである。

世界銀行のデータベース²⁾により、最近年次の所得水準のグループ別に較べた譲許関税率と実行関税率、及び譲許率を示すと、表 1-1 のとおりである。この表から、譲許率は、所得水準が高くなればなるほど高くなることが分かる。OECD の高所得国では、全財貨について96.49%であるが、低所得経済の譲許率は49.61%である。これを分割して、農産品についての譲許率を見てみると、所得水準とあまり関係なく世界的に100%に近い譲許率を達成しているが、工業品では OECD 高所得国が95.99%であるのに対して、低所得国では41.98%にとどまっている。譲許関税率を所得グループ別に比較すると、農産品も工業品も所得水準の低い国ほど税率が高く、農産品ではその税率はより多角化されていることが分かる。すなわち、低所得国で76.79%、高所得国 OECD は23.40%となっている。また、実行関税率では、譲許関税率の水準ほど大きな格差がなく、低所得国では、工業品の譲許関税率は11.58%であるのに対して、高所得国 OECD は2.83%である。農産品については、低所得国と高所得国の平均関税率に大きな格差はない。

国連ミレニアム開発目標 (MDGs : Millennium Development Goals) は、2015年までに、「極度の貧困を半減させることから HIV/エイズの蔓延を食い止めること」などを目標とし、世界各国と国際開発関連機関は、開発途上国の貧困削減のために努力している。この MDGs の 8 つの目標のうちの 1 つに、開発のためのグローバル・パートナーシップを掲げ

2) F. K. T. Ng (2011) のデータを一部抜粋した。Francis K. T. Ng (2011), "Data on Trade and Import Barriers", Data on Trade and Import Barriers, the World Bank.

表 1-1 所得水準グループ別の平均実行関税率と譲許関税率

(単純平均%)

Code	国/グループ	年次	実行税率(%)			譲許税率(%)			譲許率(%)		
			全財貨	農産品	工業品	全財貨	農産品	工業品	全財貨	農産品	工業品
1+2	開発途上国 (126カ国)	2006/10	9.91	13.89	9.54	44.82	61.22	33.54	75.30	99.93	71.56
1	低所得国 (32カ国)	2006/10	11.85	14.52	11.58	63.33	76.79	40.63	49.61	100.00	41.98
2	中所得国 (94カ国)	2007/10	9.25	13.67	8.85	37.97	55.46	30.92	84.80	99.91	82.51
3	高所得国 非 OECDs (17カ国)	2008/10	7.38	8.51	7.27	26.20	34.88	24.85	86.50	99.83	84.49
4	高所得国 OECDs (11カ国)	2009/10	3.66	10.78	2.83	8.87	23.40	6.41	96.49	99.82	95.99
1~4	世界, 上記の全ての国 (154カ国)	2006/10	9.18	13.07	8.81	39.57	54.94	30.18	78.42	99.91	75.16

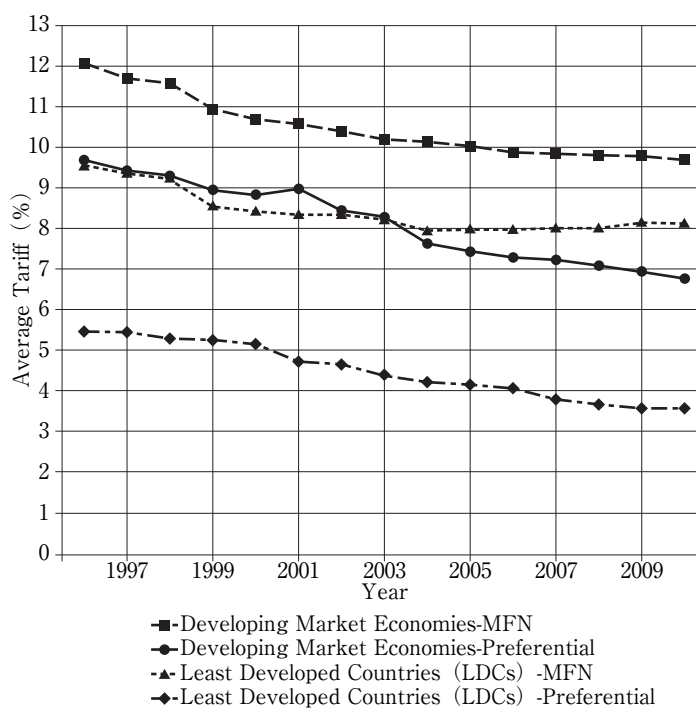
(注) 実行税率は、各国の入手可能な最近年次のデータを単純平均したものである。

財貨の定義は、全財貨を (HS 01-97)、農産品 (HS 01-24)、及び工業品 (HS 25-97) としている。

1人当たり所得水準の分類は WDI2011に基づいている。従量税の従価税換算したものを含んでいる。

(出所) UNCTAD TRAINS データベース、及び WTO Trade Profile 2008 をもとに作成された F. K. T. Ng (2011, 世界銀行) の公表データを一部抜粋した。

図 1-1 開発途上国及び後発国からの農産品・繊維品・衣料品に賦課された先進国の平均関税



(出所) http://www.mdg-trade.org/chartfx62/temp/CFT0523_12105321367.png

てきた³⁾。それは、「開放的なルールに基づいた、予測可能でかつ差別のない貿易および金融システムのさらなる構築を推進する」ことを目指すものである。そのための市場アクセス指標として、とくに、後発国の輸出についての関税や数量割当のないアクセスを含む後発国への特別なニーズを表明している。

図 1-1 から、先進諸国は、開発等国や後発国からの主なる輸入品に対して、その輸入関税をコンスタントに軽減してきたことが分かる。ミレニアム開発目標の国際的なパートナーとして、市場アクセスを保証する努力としての指標の1つとして、このような関税データの役割は大きいといえよう。

2. アジア太平洋地域における関税政策の比較

RCEP 東アジア地域包括的経済連携の参加国、ASEAN10カ国 + 6カ国（日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドから構成される広域経済連携と、TPP 環太平洋戦略的経済連携協定の交渉の両方に参加の意思を示しているのは、シンガポール、豪州、ニュージーランド、日本、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ベトナムの8経済である。

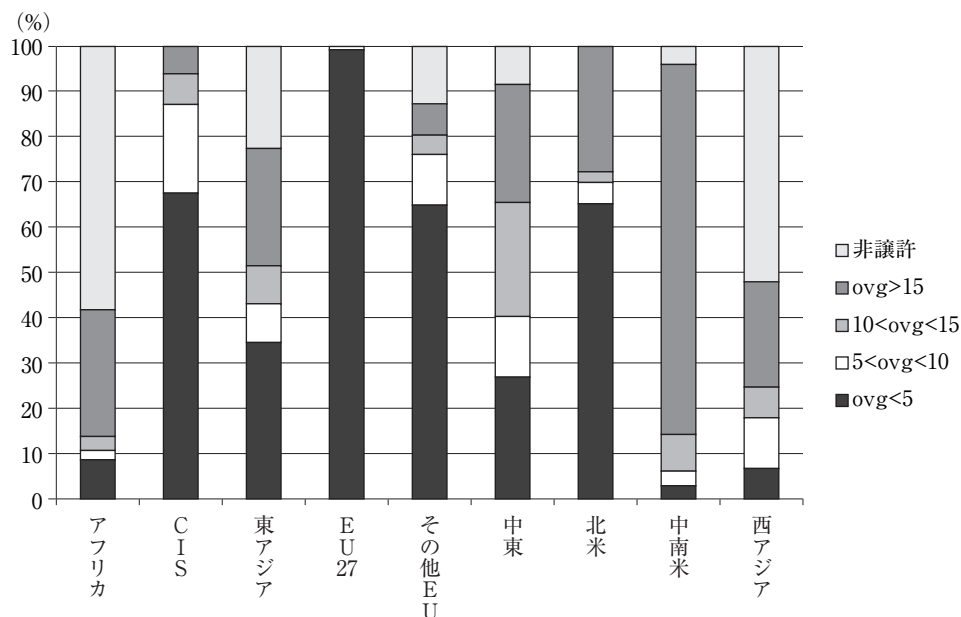
現在、アジア太平洋地域には、前述したように、わが国が提唱してきた東アジア包括的経済連携（CEPEA；ASEAN + 6）と、中国が提唱してきた東アジア自由貿易圏（EAFTA；ASEAN + 3）の市場統合を目指した市場の枠組みにかかる協定締結への交渉が併存している。これらの2つの取り組みには、それぞれの交渉加盟国の採用している関税政策の相違を指摘することができるか、以下で検討することにした。

譲許関税率 bound tariff rate と実行関税率 MFN applied tariff rate の差異は、オーバーハング overhang、またはタリフ・ウォーターと呼ばれてきた⁴⁾。また、非譲許されている総輸入品に対する割合は、譲許率と呼ばれている。地域別・タリフ・ウォーター水準別の譲許・非譲許タリフラインのシェアを描いた下記の図 2-1 は、輸入品目に対する地域別に見た保護の水準を概観することができる。図中で示されている各地域の最上部が、非譲許品目の割合を示している。先進工業国（EU27、及び北米）では、もはやこの非譲許品目の割合は図中で観察できるほどの数値を示していない。これに比して、アフリカ、西アジアは、50%を上回る非譲許率の高さである。また、EU27、北米、及び東アジアの高所得の地域ほど、タリフ・ウォーターの水準は低く、EU27ではタリフ・ウォーターが5%以下の品目でおおむね網羅されているほどである。東アジア地域ではタリフ・ウォーターの5%未満の品目は

3) United Nations (2012), The Millennium Development Goals Report 2012.

4) 関税のオーバーハング、またはタリフ・ウォーターの定義については、L. J. Loppacher and W. A. Ker (2007), A. Diakantoni and H. Escaith (2009), 及び M. Bacchetta and R. Piermartini (2011) を参照。

図2-1 地域別・タリフ・ウォーター水準別の譲許・非譲許タリフラインのシェア



(注) 図中の ovg とは overhang の略で、タリフ・ウォーターを意味する。

(出所) Marc Bacchetta and Roberta Piermartini (2011).

35%もカバーされておらず、15%以上のタリフ・ウォーターが未だ25%強のシェアとなっている。また、きわめて極端な値として示されているのが、中南米の15%以上のタリフ・ウォーターが圧倒的な品目に適用されていることが注目されよう。続いて、15%以上のタリフ・ウォーターを広く適用している地域が、アフリカ、西アジア、中東、そして東アジアである。このような非譲許率が15%以上のタリフ・ウォーターの品目数を誇る地域は、比較的所得水準が低い地域で、輸入保護を片務的に強化する余地を残していることが分かるのである。

続いて、アジア太平洋地域の経済の関税は、経済の発展段階の違いを反映して、どのような水準にあるのかを、以下ではWTOのデータをもとに比較することにしよう。

3. TPPとRCEP地域のタリフ・ウォーターの比較

TPPとRCEP地域のタリフ・ウォーターを比較するにあたって、譲許関税率と実行関税率を全輸入品目、農産品、非農産品について表わしたのが、以下の図3-1から図3-3である。そして、全輸入品目、農産品、非農産品についてのタリフ・ウォーターを表わしたのが図3-4から図3-6である。